

令和 8 年度 大津市立青山小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、本校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、本校では、二度と悲しい出来事を繰り返さないという強い思いを忘れることなく、子どもの声を大切にし、子どもの主体的な活動を尊重しながら、家庭、地域、学校が連携、協働し社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・	1
(1)	いじめの未然防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・	7
(1)	役割	
(2)	構成員	
(3)	関係する校内委員会等との連携	
(4)	いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	9
(1)	基本方針、年間計画の見直し	
(2)	基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・	10

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取組内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取組については、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
1	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組みの推進	委員会活動を中心に児童を主体としたいじめ防止啓発活動を実施する。

2	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	いじめ防止啓発月間に、委員会活動を主体としたいじめ防止に関する取組を実施し、全校に啓発する。
---	----------------------------	--

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
1	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	道徳教育だけでなく、学級活動の時間にソーシャルスキルトレーニングにも取り組み、友だちと関わるスキルを積み上げていく。
2	インターネット上のいじめを含む情報モラル教育の実施	上学年を対象に道徳科の教材や児童の実態に合った資料などを活用し、ネットでのいじめ問題や情報モラルについて考える機会を持つ。ネット上のいじめ問題や情報モラルについての学習内容を保護者に伝える。
3	相談することの大切さに関する啓発	日々の教育活動の中で、悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということを伝え、悩んだ時に、人に話す、聴いてもらうことなど自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。
4	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	道徳週間では、全学級共通の価値項目を設定して授業を行う。また、道徳科の学習を中心に、思いやりや命の大切さに気づかせる。
5	自他ともに認め合う人権教育の推進	11月から12月に人権教育の視点に立った授業を行う。人権週間の意味を知り、人権週間にポスターや標語などの作品づくりに取り組む。専門家によるいじめ問題や人権についての授業、アイマスク体験や車いす体験等の活動的な学習を通して、理解を深める。
6	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	高学年を中心に教科担任制や交換授業を行い、複数の教員が一つの学級に関わるようにする。また、教員の授業力を高める校内研修を行う。
7	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	ちょこボラやおおふえすといった異年齢が交流する場を設け、自己有用感を高めたり、あたたかな気持ちを共有したりすることで、思いやりの気持ちを育てる。スマイルスクエアでは、児童の様子や笑顔を紹介し、交流を推進する。

③ 教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
1	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ等を明記するとともに、その年度に具体的にどのように実施するかという取組目標を記載する。 さらに、家庭・地域と連携したいじめ対策を行えるよう、学校ホームページ上に掲載し、広く保護者・地域に周知を図る。
2	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	学校の相談先を周知することを通じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供しやすい関係づくりに努める。 特に保護者は、子どもが悩みを相談する際の主要な相談先の1つであることから、学校ホームページ掲載等を通じ、重点的に相談の呼びかけを行う。
3	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度初めや適宜に校内研修を行い、共通理解を図る。
4	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	年度初めに共通理解を図るための研修を持ち、学期に1回研修を行う。 子ども支援コーディネーター、生徒指導担当、教育相談担当が中心になって支援体制を充実する。 子どもの些細な変化も見逃さないよう、職員間での「報告・連絡・相談・対応」を徹底し、組織対応に努める。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
委員会主催による、よりよい学校をめざした取組を中心とした話し合い活動を実施
ソーシャルスキルトレーニングの継続
ちょこボラ・あおふえすの開催、スマイルスクエアでの紹介

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではない

かとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密に連携することにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
1	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	学期に1回（年3回）生活アンケートを実施する。また1ヶ月に1回ミニアンケートを実施する。アンケート実施後は速やかに子どもと面談を行い、心のケアやさらに詳しい情報の収集に努める。
2	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	担任がアンケートをもとに、子どもと個別相談をする。
3	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	登下校時に校門で子どもの様子を見守る。 靴箱や教室での見守りを継続して行う。 休み時間、清掃時間等の見守りと支援を行う。
4	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	学校での様子を連絡帳や電話連絡などで伝え、連絡を密にする。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
1	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめ疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	毎週いじめ対策委員会を開き、その際に記録をとることを徹底し、全職員で情報を共有する。事案については、児童への聴き取りを分担して行い、早期に対応を検討する。学年でも共有し、週1回のいじめ対策委員会および緊急時にいじめ対策会議を開催し、全体での情報の共有と組織対応をする。
2	いじめ疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	把握したいじめの疑い事案は、学校で「いじめ対策委員会」を開催し、情報共有・対応方針の検討を行い、翌課業日中に委員会に事案概要を報告する。

3	保幼小中の連携や学年を越えた情報共有の推進	保幼小中での連携を行い、次年度入学児童に関する情報共有を連絡会を通して行う。 進級時には、全学年から適切に情報を引き継ぎ、切れ目なく必要な支援ができる体制を整える。学年で話す時間を増やし、いじめの芽や子どもの変化に気づけるようにする。
---	-----------------------	--

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
はきものそろえの徹底のための「ピタッとシール」・もくもく掃除の取組 下校時の送り出し
授業中や休み時間の見回り、教科担任制・分担制による子どものみとり

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まらないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
1	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任が様々な角度から意見を出し合って進める。
2	いじめ事案の解決に向けた対応	被害児童への対応として、個別面談や家庭訪問等で本人や保護者の思いを聴き、対応する。必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家から助言を得ながら、複数の教員で見守りを行い、支援する。 加害児童への対応として、学校での指導だけでなく、保護者にも協力を求め、必要に応じて関係機関と連携を図り指導をする。
3	インターネット上のいじめへの対応	ネットいじめ事案が発生した場合は、データが拡散する恐れがあるため、早急に対応する。加害児童には、情報モラルについて指導し、保護者と連携しながら対応する。
4	重大ないじめ事案に関するアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	事実の把握が難しい時や、多人数が関わっている場合は、アンケート調査や聞き取りを実施し、正確な事実確認をする。
5	いじめ事案に関する情報の適切な管理・保存	いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。
6	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	被害児童および保護者の意向に添った対応に努め、加害児童の保護者にも事実と対応について伝える。

② その他（学校独自の取組）

取組目標
随時「いじめ対策委員会」の開催、複数による聞き取りなどの組織対応

2 「いじめ対策委員会」の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（1）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う

- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任とします。

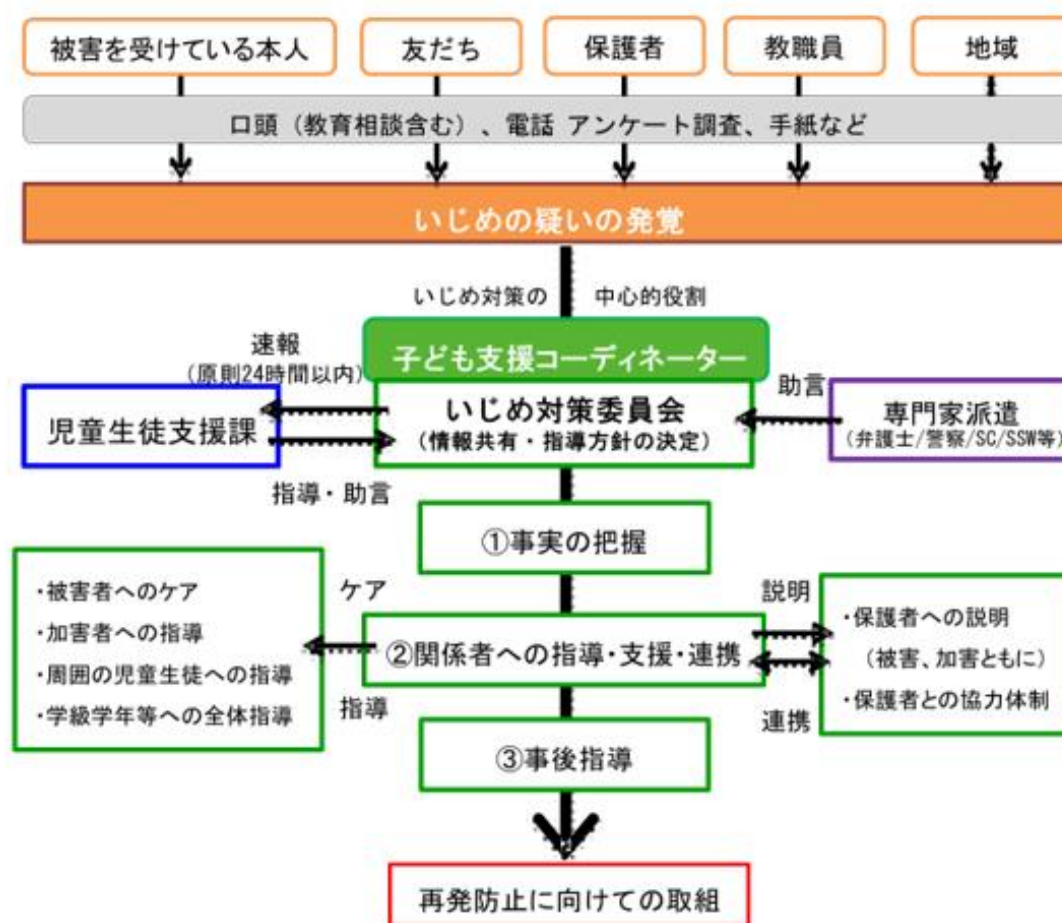
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導担当等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	いじめ対応に関する校内研修 (①・②・③・④) ミニアンケート調査 (②・③) いじめ対応に係る校内研修 (①・②・③・④)	
5	ミニアンケート調査 (②・③) 個別の保護者懇談会 (④) ソーシャルスキルトレーニング (①) 専門家による情報モラルについての授業 (①)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 生活アンケート調査 (②・③) おしゃべり月間 (②・③) 専門家によるいじめ問題や人権教育に係る授業 (①)	委員会を中心にした取組の実施 ↓
7	ミニアンケート調査 (②・③) ソーシャルスキルトレーニング (①)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	
9	ミニアンケート調査 (②・③) ソーシャルスキルトレーニング (①)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 生活アンケート調査 (②・③) おしゃべり月間 (②・③) 個別の保護者懇談会 (④)	委員会を中心にした取組の実施 ↓
11	ミニアンケート調査 (②・③) 人権についての取組 (①)	
12	ミニアンケート調査 (②・③) ソーシャルスキルトレーニング (①)	
1	ミニアンケート調査 (②・③) ソーシャルスキルトレーニング (①)	
2	いじめ防止啓発月間 (①・④) 生活アンケート調査 (②・③) おしゃべり月間 (②・③)	
3	ミニアンケート調査 (②・③)	
年間を通じて	あいさつ運動、靴箱チェック (①・②) 授業中や休み時間の見守りと支援 (①・②) いじめ対策委員会〈毎週1回〉(①・②・③) 職員会議〈適宜〉(①・②・③・④) 拡大いじめ対策委員会〈適宜〉(④) 教育相談 (②・③)〈年間180時間〉 ちょこボラ・あおふえすの開催 (①) スマイルスクエアでの紹介 (①)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④